

平成26年度第3回熊本県障害者施策推進審議会 議事録

1 日 時 平成26年11月25日(火) 10時00分～11時45分

2 場 所 熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中17人出席

(50音順)

相澤委員、相藤委員、石橋委員、岩崎委員、菊池委員、楠委員、高木委員、高本委員、竹田委員、津田委員、長廣委員、西坂委員、廣田委員、福岡委員、松永委員、三浦委員、山崎委員

< 県 > 松葉健康福祉部長、田中子ども・障がい福祉局長

障がい者支援課 松永課長、井上審議員、新谷審議員、
邊田課長補佐、篠田課長補佐、牛島課長補佐、
橋本課長補佐、高三瀨課長補佐、内村課長補佐、
佐方主幹

(以下の課から担当者が出席)

広報課、危機管理防災課、交通政策課、健康福祉政策課福祉のまちづくり室、子ども未来課、医療政策課、健康づくり推進課、労働雇用課、産業人材育成課、農林水産政策課、道路保全課、都市計画課景観公園室、建築課、住宅課

4 議事概要

(1) 開会あいさつ

(2) 会長選出

(3) 議題

第5期熊本県障がい者計画(素案)について

(4) その他

①第4期熊本県障がい福祉計画(概要)について

②今後のスケジュールについて

(5) 閉会

5 議事内容

議 事：会長選出

※委員の互選により、石橋委員（熊本県立大学総合管理学部教授）を会長に選出

議 題：第5期熊本県障がい者計画（素案）について

※資料1、資料1－2により事務局から説明

（石橋会長）

はい、どうもありがとうございました。広範な分野に及んでおりますので、短時間で説明をするのは難しかったと思います。御質問など受けながら進めていきたいと思います。分科会や審議会で示されてなかった新しいところでも、皆様の御意見をできる限り反映するようにしておりますので、かなり網羅された内容になっていると思います。また、コラムなども入れて、分かりやすく説明しようとする工夫もされています。どうぞ、御質問や御意見をお受けしますので、挙手をお願いします。

引き続き委員になられた方は何回も検討しているので、新しい委員の方で何か気づかれた点があれば、今までの指摘と重複しても構いませんので、挙げていただければと思います。

竹田委員は、分科会にも参加されていましたが、そちらで意見は言われましたか。

（竹田委員）

一つだけよろしいですか。

（石橋会長）

はい、どうぞ。

（竹田委員）

全般的な言葉の使い方なんですけれども、「障がいのある人」という言葉と「障がい者」という言葉が、どういうふうに使われているのかということが気になりました。例えば、あるところでは「障がい者」と書かれて、あるところでは「障がいのある人」と書かれているんですね。全般的に見ますと「障がいのある人」と使われているんですけど、これは目安というかそのようなものが考えられているのでしょうか。

（石橋会長）

はい、どうぞ。

（事務局）

今のお話ですが、竹田委員がおっしゃったように、極力「障がいのある人」という言葉を使おうということで、全般的に、分野別施策を除く部分については「障がいのある人」という言葉を使いました。また、分野別施策の中でも冒頭の「施策の方向性」の部分につ

いては、「障がいのある人」と記載しています。ただ、分野別施策の個別施策については、どうしても障害福祉サービスの話になってくるので、「障がいのある人」という言葉を使えなかったことから、「障がい者」ですとか「障がい児」という言葉を使っております。基本的には「障がいのある人」という言葉を使えるところでは極力使おうと心掛けたところでございます。

(竹田委員)

もう少し見直す必要があるのかなという気がしました。例えば41ページの(2)の①の本文の一行目ですけれども、「障がい者が」となっていますが、こういうところは「障がい者が」という言い方をしない方がいいのではないのでしょうか。せっかく「障がいのある人」という言葉を使うのであれば、もう少し見直しをやっていただけたらなと思います。

「障がい者」という言葉が文章内に非常に多いように思いました、もう一回見直していただいて、必要でないところはなるべく省いてもいいのではという気がいたしました。本文を読みながら「障がい者」が何回出てくるのかをチェックすると分かると思うのですが、たくさん出ています。ですから、この文章を誰に見せるかということを考えると、自ずと「障がい者」という言葉がいらなくなってくるのではと思いますので、せっかく「障がい者」という言葉を「障がいのある人」という言葉で言い換えているのであれば、なるべくそういった形で使っていただきたいと思います。

(石橋会長)

それでいいですね。

(事務局)

はい、こちらも気をつけたつもりではありましたけれども、竹田委員から御意見をいただきましたので、見直しをさせていただきたいと思います。

(石橋会長)

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

(三浦委員)

これまでの議論の中で見落としした部分かもしれませんが、まず、20ページの「施策の方向性」の○の3番目です。「障がいごとにニーズが多様化」とありますが、この「障がいごと」は外してもいいのではないかと思います。「ニーズ」と「障がい」がグルーピングされているのが少し整合していないかなと思いました。もし外す場合は、「ニーズが多様化していることから、『個別に』障がいの特性に配慮した地域生活支援」というように、「個別に」という言葉を入れていただくと、障がいの特性に配慮した支援が強調されるのではないかと思います。

それから、大変丁寧に作っていただき、特に、コラムのような部分を入れていただいているので、計画が本当に分かりやすくなったと感じました。

言葉の使い方の部分なのですが、38ページの「文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援」のコラムのところですが、下から4行目に「障がいのある人の自己実現や経済的自立を図る」とあります。この「経済的」という言葉を入れずと、非常に対象が狭くなるというか、非常に困難性が高くなると言いましょか、例えば、パラリンピックのゴールドメダリストでもそれで経済的自立をするということは不可能な状況にありますし、自己実現や自立のところを少し検討いただいて、「経済的」を外すか、可能性の追求という、障がいのある人その個人のということではなくて、その個人が開花することによって、障

がいのある人々の可能性を追求していくことができるので、そういう複数形も加えて御検討いただければと思います。

それと、これは少し大きな課題になるかと思われるのですが、分野別施策の「権利擁護」の部分なんですけれども、ページで言いますと59ページからになります。タイトルは「差別の解消」となっていますが、本文中は「不利益取扱い」と「差別」を言い換えておられます。熊本県条例が、最後に「差別」が全て「不利益取扱い」になった経過はよく存じているのですけれども、条例は国の差別解消法が出来る前に先行して作られた大変価値のある条例です。その後に差別解消法が法律として出来て、はっきりと「差別」という言葉を使うようになりました。今、内閣府の障害者政策委員会の方では、国の基本方針の原案作成中で、衆院選挙がある関係で、12月の閣議決定を目指すというところが1月にずれ込みそうですけれども、その基本方針の案を見ましても、「不当な差別的取扱い」として項目立てされ、本文中にもそのように書かれています。「不利益取扱い」とは何かということについては、説明がかなり必要になりますので、熊本県条例が国の法律が出来る前に制定されて、全てに配慮された言葉遣いであったということを考えて、条例については法律や基本方針を受けた見直しの時期に御検討いただければと思うのですが、既に法律が出来ていますので、計画は条例に縛られなくても良いのではないのでしょうか。いろいろな御検討がなされた中で言葉遣いだと思いますので、これは提案ですけれども、御検討いただければと思います。以上です。

(石橋会長)

はい、今の御意見は、言葉の遣い方ですとか表現の仕方ですので、即答はできないと思います。御検討されて、別の機会にでも回答いただければと思います。

他にありますか。はい、どうぞ。

(岩崎委員)

熊本県障害児・者親の会連合会の岩崎です。先ほど、事務局から補足説明をしていただいた点なんですけれども、数値目標の「医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所」、そこに生活介護事業所などを入れていただけたということについてですが、私も、短期入所や日中一時支援もそうなのですが、重い障がいのある子どもたちの通所の行き場、療育について充実させていただければという思いがとても強いです。各圏域にそういったところをつくっていただきたいという思いがございますので、生活介護事業所なども加えていただきたいと思います。

それから、もう一つあるのですが、重症心身障がい児者についていろいろと入れていただいたところなのですが、医療的ケアを必要とする障がい児者が増加傾向にあるという文言があまり入っていないように思います。県内の障がい児者の動向ですとか、100ページの「(1) 重症心身障がい児(者)の現状について」の中でも、医療的ケアを必要とするということがあまり見えてこない、しかし施策としては、医療型の短期入所の整備ですとかそういったことを掲げていただいております。医療的ケアを必要とする児者が増えているという現状について、25年度に行っていただいた生活実態調査の中でも43.3%が医療的ケアが必要ということが出ていますので、できましたら、実態調査の報告書の中に医療的ケアを必要とする人の数ですとかケアの内容ですとかについて簡潔に書かれている箇所がありますので、それを「重症心身障がい児(者)の現状について」の中に入れていただけないかなと思います。その辺りのことについて御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

(石橋会長)

数値目標の10番については事務局から意見を求められておりましたので、今の岩崎委員の御意見でよろしいですか。

それから、医療的ケアが不可欠だということについて、計画に入れてほしいということでしたので、これも御検討をお願いします。

先ほど「権利擁護」についての御意見がありましたので、同じ分野の61ページの一番下の「地域福祉権利擁護事業」については、利用も多いので、簡単に補足を入れてはどうか。

他にありませんか。実はこの「障がい者計画」は基本理念とか目標とか進むべき方向性を書くものであって、抽象的で、これについては特に間違っているということではなくて、意見が出にくいと思うんですね。それで、別の会議で検討されるのですが「障がい福祉計画」の方に具体的なサービス内容が書かれますので、それを先に御説明いただいて、その後、合わせて御質問などを受けることとしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

その他：①第4期熊本県障がい福祉計画（概要）について

※資料2により事務局から説明

（石橋会長）

「障がい福祉計画」の内容について説明がありました。こちらの方が、具体的なサービスや目標がありますので、皆さんの関心が深いかと思えます。詳しくは別の会議で検討されますが、この審議会にも関わってきますので、皆さんから御意見があればこちらの計画にも反映されますので、何かありましたらどうぞ。細かいことについては、別の会議にお任せしたいと思います。何かありましたらどうぞおっしゃってください。

はい、どうぞ。

（長廣委員）

熊本難病・疾病団体協議会の長廣と申します。よろしくお願いいたします。

今御説明いただいた福祉サービスにも関わりますが、「障がい者計画」の28ページの1行目にありますように、25年4月から難病患者も障害福祉サービスを受けられるようになりました。26年の5月までの1年1か月の間に全国で障害福祉サービスを受けられた難病患者は858名で、熊本県にいたっては27名という数字が挙がっておりました。この障害福祉サービスの対象となっている疾病数が130で、今特定疾患の医療費助成を受けている疾患は現在56ありますが、この疾病数の違い、差の意味をお分かりいただいているでしょうか。なぜ疾病の数が違うのか、理解いただいているでしょうか。

（石橋会長）

対象となっている疾病数が違うというのはどういう意味ですかというお尋ねですが、どうですか。

（事務局）

はい。特定疾患は56で、今障害福祉サービスの対象となっている疾病は130ということですが、国の説明では、障害福祉サービスの対象となる疾病を検討するときに、いろんな案があったのですが、難病の方に対する訪問介護とかヘルパーを派遣する国の補助事業がありまして、その対象疾病が130だったものですから、まずはそれに合わせたというふう聞いております。

（長廣委員）

ありがとうございます。根拠としてはそういうことかと思えますが、私たちとしては、特定疾患の56については、医療的ケアが必要な方という形で今指定されているのが56、それから障害福祉サービスの対象となっている疾病の130については、生活のしづらさというところが56疾病以外にもいろんな疾病をお持ちの方がいらっしゃるということで130以上の数の疾病があるのではないかと考えております。来年27年の1月からは特定疾患も倍以上の110になりますし、それに加えて障害福祉サービスの方も156に拡大されると聞いておりますので、それについての広報であるとか、拡大になった折にはホームページへの掲載、また事業所への周知、告知とかそういった啓発をしていただければ

と思います。熊本県では1年間で障害福祉サービスを利用した人が27名、平均すると1年間で月に2、3名しかこのサービスが使われていないという形になります。私たち患者団体も福祉サービスが使えるようになりましたということをいろんなところで言わせていただいているんですけども、なかなか当事者の皆さんに伝わっていないところがあるように思います。県や市町村の方から、何かの折に障害福祉サービスが使えるようになったんですよということをお伝えしていただくと、私たちもとても助かると思っています。よろしくお願いします。

(石橋会長)

はい、サービスの周知に努めてほしいということですので、よろしくお願いいたします。他に、どうぞ。

(岩崎委員)

少しお尋ねしたいと思います。「障がい福祉計画」の概要の9ページの「福祉施設の入所者の地域生活への移行」というところがございますが、私たち熊本県障害児・者親の会連合会の中には、入所しておられる子どもさんたちがたくさんいらっしゃいます。今親御さんたちの高齢化というところで、地域に帰されるということでは大変不安を感じている方も多くて、地域に帰るというところは、第2の受け皿があるのか、例えば、グループホームなどへの移行なのか、それとも、在宅への移行なのかというところを教えていただければと思います。

それからもう一点なのですが、11ページの「障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策」というところですが、この「日中活動系」の中の「⑨短期入所」ですが、これは医療型と福祉型に分けていただくことは難しいのでしょうか。各市町村から上がってくるデータを基につくられていくのだらうと思うのですが、医療的ケアが必要な人は福祉型ではなかなか受け入れてもらえないということがありまして、両方を合わせた数を挙げていただいても、本当に困っている人が利用できるような体制に結びついていくのかなという不安がございますので、その辺のところを教えていただければと思います。医療型と福祉型を別にしていただければ大変有難いと思っています。

(石橋会長)

では、最初の地域生活移行についての御説明を担当者の方からお願いします。

(事務局)

一つ目の地域生活への移行支援についてですが、岩崎委員からお話いただいたように、施設からグループホームへの移行というのも当然あります。一番いいのは在宅への移行だと思いますが、それが難しいという方には、中間のグループホームへの移行ということで、市町村とはそういったことで話を進めていきたいと思っています。

(事務局)

11ページの「障害福祉サービス等の必要な量の見込み」の中で、「⑨短期入所」ですが、現在の26年度までの計画では医療型と福祉型を分けずに一本で見込量を出しておりますが、次期計画では医療型と福祉型を分けて見込量を出すということで作業を予定しており

ます。

(石橋会長)

はい、ありがとうございます。地域生活移行につきましては、地域に十分な受け皿があるか、十分なケアがあるかということで不安を抱いている人もいらっしゃると思いますが、別の会議で十分な議論をされるようお願いいたします。

他に、はいどうぞ。

(西坂委員)

知的障がい者施設協会の西坂です。初めて参加させていただきまして、今まで大変な審議がなされての本日の計画の内容だと思っておりますが、今岩崎委員からお話のあった施設入所者の方々の地域移行に関しては、私どもの協会でも入所型の施設が大半と言っているような状況ですけれども、国や県の方向性として入所型の定員を減らすということで進んでおり、理想としては素晴らしいことと思えますし、地域での受け皿を整えよということで、各法人とも入所施設から地域への移行ということで努力はしていると思うんですね。グループホームの数も確実に増えてきていますし、それぞれの努力はあっていると思うんですけれども、現実的に、実際これまでグループホームで生活を何年もしてこられた方が、高齢化であったり、疾病を抱えていたり、本人の健康状態の変化や御家族の変化に伴って、逆にグループホームから入所の方にまた戻りたいという意見も少数ではあるけれども実際にはあるということ踏まえて、数の論議だけでなく、本当にその方にとっての必要性を踏まえた上で検討していただきたいと思っております。決して今の入所型の施設だけが万全ではありませんし、当初は終の棲家として入所施設が造られてきたんですけれども、結局入所型であっても最後まで看取れるかということそうではないという事実もあって、どちらがいい悪いという数値の検討にはならないようにしていただきたいという願いがあります。

それとはまったく別なんですけれども、「障がい者計画」の26ページに「発達障がい児(者)への支援体系図」が載っていますが、その中で、「就労期・高齢期」のサービスの体系に、日中活動系サービスとしての「就労継続支援A型・B型、就労移行支援」と「地域活動支援センター」は入っているんですけれども、就労という考えから外されているのだと思うんですけれども、「高齢期」に向けてまでのところに、日中活動系サービスとしての「生活介護」や「自立訓練」が入っていないということと、あと、「ペアレントメンター」が「就学期」の途中で終わっているということで、将来にわたっての必要性がどういった位置づけになっているのかということと、この体系図にいたった経緯について御説明いただければと思います。

(石橋会長)

それでは、事務局から御説明いただけますか。どうぞ。

(事務局)

26ページの体系図のところで、確かに成人された方につきましては、就労だけではなくて、その手前の「生活介護」における支援ですとか、あるいは自立するための訓練といったものが必要になってきますので、こういったものを加える必要があると考えています。

(事務局)

ペアレントメンターにつきましては、皆様御承知のとおり、発達障がいのある子どもの親御さんに対して先輩の親御さんが助言をして精神的な負担を軽減するというところで現在養成を進めています。体系図の帯が「就学期」の中ほどで止まっているという御指摘でしたが、ペアレントメンターの方々が実際に活動されている状況を見ますと、やはり学校に入られてしばらくというところが非常にニーズが高いということがあります。先ほど申し上げたペアレントメンターの趣旨から言えば、これはずっと右に帯を伸ばしても何ら問題がない訳でございます。ただ、集中的に投下しているという人的な手法の点では、「就学期」の中ぐらいというところでございます。これについて違和感があるという御指摘であれば、右に伸ばしても構わないというように認識しているところでございます。

(石橋会長)

はい、ここで打ち切るという意味での体系図ではないと思うのですが、できれば伸ばしていただければと思います。

前半の地域移行については、十分検討されてください。パーセンテージ、数字だけにこだわらないで検討してくださいということですからね。

他にどうぞ。

(三浦委員)

身体障害児者施設協議会の三浦です。「障がい福祉計画」の9ページの「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の「(2) 施設入所者の削減」のところですが、国の指針もそうなっているのではないかと思います。今施設に入っている方々にとって、「削減」と書かれるのは非常に不安なことだろうと思います。それで、精神の方を見ますと、同じテーマの「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」のところでは、(3)で「長期在院者数の減少」というように、なぜか精神の方では「在院者数の減少」と書かれていて、福祉施設の方では「入所者の削減」と書かれているんですね。福祉施設についても、入院中の精神障がい者の地域移行の「数」という表記に沿っていただければと思います。あまりにもざくっと書かれていて、移行者の方にとっては非常に辛い表現ではないかと思いました。

それと、「障がい者計画」の28ページの「強度行動障がい」についてですが、特にということで項目立てはしてあるのですが、本文が極めて少ないですね。来年の報酬改定でも強度行動障がいメインではないかというぐらいの厚みで今議論されており、研修も必要ということで、特に強度行動障がいの方々へのケアが適切でなくて虐待につながっているということが社会問題化してきているので、この部分に関してはもう少し本文の表記が必要ではないかと思いました。以上です。

(石橋会長)

はい。前半についてですが、当事者の方にとって「削減」というのはどうかなと思いますので、考えてみてください。

後半の強度行動障がいのところも御検討ください。このことについて、何か事務局からありますか。

(事務局)

委員からの御指摘のとおりでございます。我々も、強度行動障がいについて施設の方に対して研修をやっており、今年度から取り組んでいることもございますので、それを含めて少し厚みをもって記載したいと思っております。

(石橋会長)

今日出ました意見は、どのように進めるのですか。

(事務局)

「障がい福祉計画」の方は、自立支援協議会がございまして、そちらの方でも議論していただく予定です。

(石橋会長)

今日出ました意見も参考にさせていただくようにしてください。
他にどうぞ。はい、どうぞ。

(菊池委員)

熊本大学の菊池です。「障がい者計画」の26ページの「ライフステージに応じた発達障がい児(者)への支援体系図」の中で、「教育」の分野についてですけれども、特別支援学校の下に括弧書きのところの「医療的ケアが必要な児童生徒への看護師配置」と「人工呼吸器を装着する児童への医療的ケアを行う看護師派遣」、これはとても大切な取り組みであります。この2つはどちらかと言うと、発達障がい児への支援というよりは、医療的ケアが必要な重症心身障がい児への支援ということになりますので、発達障がい児への支援の中にこれらが入っているのはちょっと違和感があるなあというように思います。「キャリアサポーター」については、発達障がい児にとってとても大事な支援だと思います。前の2つがここに入っている理由があればお聞かせいただきたいと思います。

(石橋会長)

担当者の方はここにいらっしゃいますか。

(事務局)

特別支援教育課が本日いないこともありますので、検討させていただきたいと思います。

(石橋会長)

他にございませんでしょうか。
それでは、今後のスケジュールを御説明いただけますか。

その他：②今後のスケジュールについて

※参考資料により事務局から説明

(石橋会長)

今後のスケジュールについて、何か御質問はないでしょうか。
この審議会の後にも意見をもらうのでしたか。

(事務局)

本日は皆様から御意見をいただきましたけれども、資料と一緒に「第5期熊本県障がい者計画素案に関する意見票」という一枚紙をお配りしております。言い足りなかったことや、お帰りになってからお気づきになった点などありましたら、これに書いていただいて、事務局へ送っていただければと思っております。

(石橋会長)

はい、ありがとうございました。
スケジュールについてはよろしいでしょうか。
それでは第3回の審議会をこれで終了してよろしいでしょうか。皆様御苦勞様でございました。

(事務局)

長時間にわたる議事、それから貴重な御意見、御提案をありがとうございました。以上を持ちまして、平成26年度第3回熊本県障害者施策推進審議会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。どうもありがとうございました。